

事務連絡
令和7年4月1日

各 位

葛飾区福祉部
介護保険課長 吉永 郁哉

国が定める単価の一部改定に伴う葛飾区の総合事業の単価改定等について（通知）

日頃から、葛飾区の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における国が定める基準等が一部改正され、経過措置として設けていました加算が3月31日をもちまして撤廃されます。

つきましては、葛飾区の総合事業（訪問型サービスA及び通所型サービスA）においても、以下のとおり改定いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

1 訪問型サービスAについて

（1）介護職員等処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等処遇改善加算V(1) 1、V(1) 2	260 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(2) 1、V(2) 2	244 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(3) 1、V(3) 2	235 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(4) 1、V(4) 2	220 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(5) 1、V(5) 2	216 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(6) 1、V(6) 2	192 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(7) 1、V(7) 2	192 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(8) 1、V(8) 2	186 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(9) 1、V(9) 2	167 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(10) 1、V(10) 2	163 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(11) 1、V(11) 2	142 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(12) 1、V(12) 2	139 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(13) 1、V(13) 2	118 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V(14) 1、V(14) 2	89 単位	削除

2 通所型サービスAについて

(1) 事業所評価加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
事業所評価加算	120 単位	削除

(2) 介護職員等処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等処遇改善加算V（1）1	154 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（1）2	123 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（1）3	107 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（2）1	144 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（2）2	115 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（2）3	101 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（3）1	150 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（3）2	120 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（3）3	105 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（4）1	140 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（4）2	112 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（4）3	98 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（5）1	123 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（5）2	99 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（5）3	86 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（6）1	120 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（6）2	96 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（6）3	84 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（7）1	106 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（7）2	85 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（7）3	74 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（8）1	131 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（8）2	105 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（8）3	92 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（9）1	102 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（9）2	82 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（9）3	72 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（10）1	85 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V（10）2	68 単位	削除

介護職員等処遇改善加算V (10) 3	60 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (11) 1	101 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (11) 2	80 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (11) 3	70 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (12) 1	82 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (12) 2	65 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (12) 3	57 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (13) 1	83 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (13) 2	67 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (13) 3	58 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (14) 1	63 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (14) 2	50 単位	削除
介護職員等処遇改善加算V (14) 3	44 単位	削除

3 算定要件について

厚生労働省告示第 72 号「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」に定める国基準の加算の算定要件に準ずるものとします。

4 担当

葛飾区福祉部介護保険課管理係 03-5654-8246 (直通)